

## ○ 山梨大学附属図書館医学分館特別利用要領

制定 平成28年 6月 3日

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨大学附属図書館利用要項（以下「要項」という。）第19条第2項の規定に基づき、山梨大学附属図書館医学分館（以下「分館」という。）の特別利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「特別利用」とは、山梨大学附属図書館医学分館利用要領（以下「医学分館利用要領」という。）第4条に規定された開館時間以外において自動入退館管理方式により、分館を利用することをいう。

(目的)

第3条 特別利用は、図書館資料の有効利用を図ることにより、山梨大学（以下「本学」という。）の教育・研究及び医療に資することを目的とする。

(利用者)

第4条 特別利用ができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の大学院生及び専攻科生
- (3) 本学の医学部学部学生
- (4) 医学分館長（以下「分館長」という。）が必要と認める者

(特別利用可能な範囲)

第5条 特別利用時に受けられるサービスは、館内閲覧、文献複写及び情報検索とする。

第6条 特別利用時に利用できる室は、第1・第2・第3閲覧室、及び学習室とする。

(特別利用の許可)

第7条 特別利用を希望する者は、附属図書館医学分館特別利用申請書（別紙様式）を分館長に提出し、許可を受けなければならない。

(注意事項)

第8条 特別利用の許可を受けた者は、利用に際し、要項及び医学分館利用要領の規定を遵守するとともに、次の事項に注意すること。

- (1) 図書館職員の指示に従うこと。
- (2) 火災予防に留意すること。
- (3) 図書館資料を館外に持ち出さないこと。
- (4) 退館時に無人となる場合は、照明等の電源を切ること。
- (5) 分館内において、喫煙・飲食をしないこと。
- (6) 分館の設備・備品等を破損又は滅失しないこと。
- (7) 特別利用する必要がなくなった時は、直ちに分館長に申し出ること。
- (8) その他、掲示板等に記載された注意を厳守すること。

(特別利用の制限)

第9条 分館長が必要と認めた場合は、特別利用を制限することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、特別利用に関して必要な事項は、附属図書館医学分館運営委員会の議を経て、分館長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 山梨大学附属図書館医学分館特別利用要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。